

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法702条1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、亡〇〇〇〇〇さん承継分として、令和4年12月6日付けで行った別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）に係る平成31年度分の固定資産税及び都市計画税（以下併せて「固定資産税等」という。）賦課処分（内容は別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

本件土地の売却について異存がないことは、本件会社1が東京地方裁判所に提起した訴訟において明らかにしている。煩雑な手順を嫌い、本来行うべきことを怠り、利益優先転売目的の自己中心的な対応が今回の結果であり、本件会社1が全ての義務・責任を負うべきである。

よって、本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 8 月 1 日	諮問
令和 6 年 1 0 月 2 3 日	審議（第 9 3 回第 2 部会）
令和 6 年 1 1 月 2 2 日	審議（第 9 4 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 固定資産税等の賦課期日について

法 3 5 9 条によれば、固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日とするとされており、また、法 7 0 2 条の 6 によれば、都市計画税についても同様とされている。すなわち、固定資産税等の納税義務者、課税客体、課税標準等の課税要件は、賦課期日現在の状況によって確定されるものである。

(2) 台帳課税主義について

法 3 4 3 条 1 項によれば、固定資産税は、固定資産の所有者に課するとされており、また、法 7 0 2 条 1 項によれば、土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができるとされている。

法 3 4 3 条 2 項及び法 7 0 2 条 2 項によれば、上記の「所有者」とは、土地については、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうとされ、その所有者が賦課期日前に死亡しているときは、同日において当該土地又は家屋の現所有者をいうとされている。

また、都における固定資産税等の課税に係る具体的な事務処理方法を定める「固定資産税及び都市計画税の課税事務の取扱いについて（通達）」（令和 3 年 1 1 月 2 4 日付 3 主資固第 2 2 0 号各都税事務所長宛て主税局長通達。以下「通達」という。）の第 2 章・第 3 節・第 2 1・(3)において、現所有者とは、「相続又は合併による財産の承継等の事由によって権原に基づき固定資産を現実所有している者」をいい、「単に現実に固定資産を使用収益している者ではない」とされている。

登記簿に所有者として登記されている者が自然人の場合、その者が賦課期日前に死亡したときは、民法等の規定に基づき固定資産を相続

した者が固定資産税等の納税義務者となる。そして、法定相続人は、被相続人の死亡時から、被相続人の一身に専属した権利義務を除き、その者の財産に属した一切の権利義務を承継することとされ（民法 896 条）、法定相続人が複数人あり、相続財産について遺産分割が完了するまでは、当該財産は法定相続人全員の共有に属することになるとされている（同法 898 条 1 項）。

(3) 共有物に対する固定資産税等の課税

法 10 条の 2 は、共有物に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負うことを定め、法 10 条は、地方団体の徴収金の連帯納付義務等については、民法の規定（民法 436 条及び 437 条並びに 441 条ないし 445 条）を準用する旨を定めている。

民法 436 条は、債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができると定める。

通達第 3 章・第 14 節・1 によれば、固定資産税等に係る連帯納税義務者に対する納税の告知は、「共有物件等の連帯納税義務者で既に告知済の納税者（以下「筆頭共有者」という。）以外の連帯納税義務者（以下「その他の共有者」という。）全員に対して行なうものであり、都税の徴収上必要な場合に行う」とされており、そうすると、固定資産税等の納税の告知は、まず筆頭共有者に対して行い、筆頭共有者が納税しない等の事情が生じたときに、初めてその他の共有者に納税告知を行うものである。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件土地の筆頭共有者である本件会社 1 が固定資産税等を滞納していることから、本件賦課期日現在、本件土地の現所有者である請求外〇〇〇〇さんを本件土地に係る平成 31 年度分固定資産税等の連帯納税義務者と認めた上で、同人が本件賦課期日後に死亡していることを確認したため、同人の法定相続人である請求人に対して、本件処分を行ったものと認められる。

固定資産税等に係る連帯納税義務者に対する納税の告知は、その他の共有者全員に対して行うものとされていることからすれば（1・(3)）、本件土地の現所有者の一人である請求外〇〇〇〇さんの法定相続人として、請求人に対して行われた本件処分は、上記 1 の法令の定めにも則っ

てなされたものであることから、違法又は不当とすべき点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のように主張して、本件会社1が納税の義務・責任を負うべきであって、請求人に固定資産税等を課税した本件処分は違法・不当であると述べる。

しかし、本件処分は上記2のとおり法令等の規定に基づく適正な処分と認められることから、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己

別紙(略)